

令和2年4月1日以後開始連結事業年度等分  
個別帰属額届出用

(個)

【No.1】個別帰属額の届出書には、次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 会社事業概況書
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）

代表者 記名押印	印	旧法人名						
代表者 住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金の処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書					
連結親法 人名及び 納税地			申告区分	府指定	局指定	指導等	区分	
			通信印	確認印	省略	年 月 日		
			年 月 日	回年 度別 事務 處理	年 月 日			

平成・令和□□年□□月□□日

連結事業年度分の

令和□□年□□月□□日

申告に係る届出書

翌年以降 送付要否	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
税理士法第30条 の書面提出有	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

令二・四一以後終了連結事業年度分

個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ) + (ロ)	十億 百万 千 円
(イ) 例別個別金額又は個別欠損金額 (別表四の二付表55の(1))	1
(ロ) 連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表一「24」)	
算出連結法人税個別帰属額 (23) + (24) + (25)	2

【No.5】1欄の金額は、別表七の二付表一の24欄に金額を記載した場合、別表四の二付表の55①欄の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一の24欄の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載していますか。

連 絡 (別表三の二付表二「24」) 保 同上に対する税額 金 (別表三の二付表二「4」)	○ 9
連結法人税個別帰属額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10
個別控除税額 (33) + (34) + (35)	11
差引連結法人税個別帰属額 (10) - (11)	12
算出個別所得金額 (別表一の二付表「1」)	24
個別外法人税個別帰属額 又は個別外法人税額 (別表一の二付表「2」)	25
個別外法人税個別帰属額 又は個別外法人税額 (別表一の二付表「3」)	26
土地譲渡税額 (別表三の二付表「27」)	30
同上 (別表三の二付表「28」)	31
個別所得税額 (別表六の二付表「22」)	33
外國税額 (別表六の二付表「18」)	34
合併時別途外法人税額又は合併時外國税額 (別表六の二付表「19」)	35
連結外方法人税個別帰属額 (別表五の二付表「4」)	37

連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額 13	十億 百万 千 円
連結法人税個別帰属額 (12) - (13)	14
にこのよる届出前修正等による 届出の基準個別帰属額 15	
課税個別土地譲渡利益金額 16	
基礎保全額 17	
連結法人税個別帰属額 18	
この届出の基準となり なった申告等により 増加又は減少する 連結法人税個別帰属額 (14) - (15)	19
連結外抵当額の長期減少額 (別表七の二付表一「19」の計)	20
翌期へ繰り越す連結外抵当額 (別表七の二付表一「20」の計) + [28]	21
この中の連結外抵当額の 告での届出による がよ場所が 要期へ繰り越 修る合計の 連結外抵当額 の個別帰属額 22	
連結外抵当額の長期減少額 (別表七の二付表一「21」の計) + [29]	23
連結所得に対する法人税額 (別表一の二付表「2」)	27
貸出連結法人税個別帰属額 (別表一の二付表「3」)	28
算出連結法人税個別帰属額 (別表一の二付表「4」)	29
土税個別土地譲渡税額 (別表三の二付表「23」)	32
剰余金・利益の配当 剰余金の分配)の金額 36	
決算確定の日 令和□□年□□月□□日	

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.6】37欄の金額は、個別帰属額の届出書付表の4欄と一致していますか。

【No.23】別表五の二(二)付表の44の②中間欄及び確定欄の合計額は、14欄及び37欄の合計額と一致していますか。